○近畿地方整備局告示第二百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	松本　和彦、濱口　雅彦、西川　勉、藪中　俊男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年五月二十七日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	植木　良祐、松村　誠一、吉村　正久、西川　逸人

(2)　変更年月日

平成二十三年五月二十八日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	中村　常明
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年五月三十日

六(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山上　雄平

(2)　変更年月日

平成二十三年六月八日

○近畿地方整備局告示第二百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項二十、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「ロ　和歌山支部　和歌山県和歌山市太田二丁目六番十二―一〇一号」を「ロ　和歌山支部　和歌山県和歌山市広瀬通丁二丁目二十番」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社総合確認検査機構

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	和歌山県和歌山市太田二丁目六番十二―一〇一号
変更後	和歌山県和歌山市広瀬通丁二丁目二十番

(2)　変更年月日

平成二十三年八月十八日

○中国地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　浜田市久代町一五七五番一から同市久代町三七〇番まで　後別　後　浜田市久代町一五七五番一から同市久代町三七〇番まで

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一二・四五～四八・八九メートル　〇〇・六三二キロメートル

一二・四五～四八・八九メートル　〇〇・六三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

益田市土田町八一七番一地先官有無番地から同市土田町四五五番まで　前　八・四五～三三・〇八メートル　〇〇・七五三キロメートル

後　一三・八四～六六・二九メートル　〇〇・七五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所